

国住参マ第201号
令和6年12月10日

公益財団法人マンション管理センター
理事長 小林 利之 殿

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）
（公印省略）

予備認定制度における申請対象区域の限定について（依頼）

日頃よりマンション政策にご理解・ご協力いただき深く感謝申し上げます。

貴センターにおかれては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）に基づく「マンション管理適正化推進センター」として、国土交通省と連携し、新築時点から適正な管理がなされるマンションを市場に供給する観点から、適正化法に基づく管理計画認定制度の施行と併せ、一定の基準を満たす新築マンションを対象とした認定の仕組み（以下「予備認定制度」という。）を創設し、運用されてきました。

予備認定制度については、管理計画認定制度との連携を推進していくことを念頭に、制度創設当初から、令和7年度以降を目処に、マンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という。）が作成されている地方公共団体の区域に限り、予備認定を申請できることとする旨を周知してきたところであり、また、推進計画を作成した地方公共団体も順調に増加し、令和6年度末までに、既存のマンションストックの97%以上をカバーすることが見込まれています。

つきましては、予備認定制度と管理計画認定制度の連携を推進することを目的として、貴センターが運用している予備認定制度の申請対象区域について、令和7年4月1日以降、推進計画を作成した地方公共団体の区域に限ることとされるよう、お願い申し上げます。